

精華町立川西小学校

いじめ防止基本方針

– 全ての児童がいきいきとした学校生活を送れるように –

令和4年4月

はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、近年の急速な情報技術の発展により、インターネットへの動画の投稿など、新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せている。

こうした中、今一度、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び、人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある重大かつ深刻な人権問題である。

精華町立川西小学校では、児童一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを進める目的に、精華町教育委員会・家庭・地域、その他関係機関の連携のもと、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条の規定に基づき、いじめの早期発見の手立てやいじめが起きた場合の対応の在り方等のポイントを具体的に示すとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を加え、いじめ問題を学校全体として正しく理解するため、精華町立川西小学校いじめ防止基本方針を策定する。



いじめの定義

◎「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。 **〈いじめ防止対策推進法〉 H25.9月**

◎個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 **〈文部科学省の定義〉**

- 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。
- 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
- 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。
- けんか等を除く。

いじめの基本認識

- 1 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。**
どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。
- 2 いじめられている子どもの立場に立った親身な指導を行うこと。**
子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を持つ。
- 3 いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。**
いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担う。いじめの問題の基本的な考え方は、まず家庭が責任を持って徹底する必要がある。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。
- 4 いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。**
個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。道徳教育、心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが必要である。
- 5 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。**
いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。地域をあげた取組も急務である。

「いじめの問題に関する総合的な取組について」
(児童生徒の問題行動等に関する調査研究会議(報告)) より

目 次

I	いじめ防止の組織	1
1	組織の設置	2 組織の構成員
3	組織の開催	4 組織の役割
II	いじめの未然防止	2
1	基本的な考え方	2 いじめの未然防止のための取組
III	いじめの早期発見	3
1	基本的な考え方	2 いじめの早期発見 (チェックポイント)
3	いじめの早期発見のための取組	
IV	いじめに対する取組	6
1	基本的な考え方	2 いじめの発見・通報を受けたときの対応
3	組織的対応	3 具体的な対応
V	重大事態への対応	10
1	基本的な考え方	2 保護者への説明
3	精華町教委への報告	4 防止取組推進
5	保護者への説明	6 マスコミ対応
VI	関係機関との連携	10
1	地域・家庭との連携の推進	2 関係機関との連携の推進

I いじめ防止の組織

1 組織の設置

いじめの防止等に関する取組を実務的に行うため、校内に「いじめ対策委員会」を置く。

2 組織の構成員

「いじめ対策委員会」の構成員は次の通りとする。

<校長、教頭、主幹教諭、教務主任、児童支援加配、生徒指導主任及び部員、養護教諭>

3 委員会の開催

「いじめ対策委員会」は毎月第4月曜日に開催する。なお、緊急時はこの限りではない。

いじめ対策委員会

【構成員】校長、教頭、主幹教諭、教務主任（支援加配）、生徒指導主任、各学年生徒指導部員
養護教諭

※重大事態が発生した場合は、学校教職員のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、内容に応じて専門家を含めた構成とする。

調査班

緊急対策会議

対応班

※いじめ対策委員会での内容
や事案についての対応は、
職員会議において報告し、
周知徹底する。

※いじめ事案発生時には、緊急対策会議を開催し、事案に応じて
調査班・対応班を編制する。

職員会議

4 組織の役割

いじめ対策委員会は次のことを行う。

- (1) 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
- (2) いじめの相談・通報の窓口
- (3) 関係機関、専門機関との連携
- (4) いじめの疑いや児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- (5) いじめの疑いに係る情報に対して、関係する児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等、対応方針の決定
- (6) 重大事態が疑われる事案が発生した場合、その原因がいじめにあるかどうかの判定
- (7) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
- (8) 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組推進

Ⅱ いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめは、どの子にも起こりうるものであるとともに、どの子どもも加害者にも被害者にもなり得るものである。このことを踏まえて、全ての児童を対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性を育むとともに、いじめを許さない集団づくりのために、全教職員が家庭・地域等と一体になって組織的に取組を行う。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) わかりやすく規律ある授業の推進

- ・少人数授業の推進
- ・言語活動の充実
- ・重点研究授業研究会の活用
- ・コミュニケーション能力の育成
- ・教室環境の整備
- ・授業規律の定着



(2) 自己有用感をはぐくむ取組の推進

生徒指導の3機能（『自己決定』『自己存在感』『共感的人間関係』）を生かした積極的な教育活動を展開する。

- ・行事における学級づくりの推進
- ・ピアサポートの推進（なかよし班活動、保幼小連携、小中連携）

(3) 生命や人権を尊重し、豊かな心をはぐくむ取組の推進

・人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させることが大切である。また、児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚をはぐくむとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

・道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる[いじめ]に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、させない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。

児童は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心遣い」「やさしさ」等に触れることにより、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考える。道徳の授業では、学級児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討した上で取り扱うことが重要である。

・体験活動、読書活動の推進

・規範意識、コミュニケーション能力の育成

(4) いじめの防止等について、児童の主体的な活動の推進

- ・学級活動や各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動の時間を重要な機会ととらえ、日常的に生命を尊重する態度や生きる力を育む教育を展開する。

(5) 教職員の資質向上を図る取組の推進

教師のいじめに対する危機意識を高め、根絶に向けての指導力の向上を図る。

- ・センター研修への参加や校内研修の実施により、教師のいじめを見抜く人権感覚や指導能力の向上を図る。
- ・カウンセリングマインド向上のための校内研修の実施
- ・若い教職員へのOJT (On-the-Job Trainig)
- ・情報モラル研修の実施



III いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは、遊びやふざけ合いを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気付きにくく、判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。このことから、児童が示す変化やサインを見逃さないよう、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努める。また、いじめは学校だけで起こるものではない。登下校中、地域での遊び中、塾や習い事の中、インターネットや携帯電話・スマートフォン、タブレット等で大人の気付にくいところで行われ、潜在化・陰湿化しやすいことを認識しておかなければならぬ。

また、小学校においては保護者からの訴えによりいじめが発見されることが多い。そのため、教職員が児童の小さな変化やサインを見逃さない認知能力を向上させるとともに、家庭・地域と連携し、いじめの早期発見に努めなければならない。

2 いじめの早期発見（チェックポイント）

- | | | | | |
|---------|------|------|------|-------|
| ① 表情や態度 | ② 服装 | ③ 身体 | ④ 行動 | ⑤ 持ち物 |
|---------|------|------|------|-------|

◆日常の行動・表情の様子◆

- 遅刻、欠席が増える。
- 表情がさえず、うつむき加減。
- 涙ぐんでいるときがある。
- 顔色が悪く元気がない。
- 目線を合わせようとしない。
- おどおどしている。
- 友だちに悪口を言われても言い返さない。

◆授業中◆

- 授業中、正しい発言をひやかされる。
- 所持品や机等に落書きされる。
- 運動着が破られたり、靴が隠されたりする。
- 授業の始めに、机の周りが散乱している。
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増えている。
- 筆圧が弱くなる。
- 休み時間後、遅れて教室に入る。

◆休み時間◆

- 一人でいることが多い。
- 職員室や保健室によく来る。
- 教職員の近くにいたがる。
- 頭痛、腹痛などの症状を頻繁に訴える。

◆給食時◆

- 給食の量が減った。食べない。
- 食べ物にいたずらされる。

◆朝・登校時◆

- 登校をしぶる。
- 時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
- 出席確認のさい声が小さい。
- 机が隣の子と離れている。

◆掃除の時◆

- 一人で離れて掃除している。
- 掃除の時いつも雑巾担当になる。

◆その他◆

- 服に靴の跡がついている。
- 手足に擦り傷がある。
- 落書きに名前が書かれる。
- 事件が起きるとその子のせいにされる。
- 揭示物が破られたり、いたずらされたりする。
- あだ名をつけて呼ばれている。
- 日記や作文、絵画等に気になる表現がある。
- 理由もなく突然成績が下がる。
- 必要以上のお金を持っている。
- 教材費や諸費等のお金がなくなる。
- 生き物に残酷な行為をする。
- 早退が増えている。
- 急いで一人で帰宅する。



2 いじめの早期発見のための取組

(1) いじめに気付く力

- ・一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動のために、教職員が児童の側に立って守る人権感覚を磨く。
- ・共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める。

<見えにくいいじめ>

- ◆大人から見えにくいところで行われている …時間と場所、カムフラージュ
- ◆本人からの訴えは少ない …仕返しが怖い、親に心配かけたくない、大人は信用できない
- ◆ネット上のいじめ …最も見えにくく、保護者連携が必要

いじめの原因と背景

①児童間の問題

対人関係の不得手、表面的な友人関係、欲求不満耐性の欠如、思いやりの欠如
成就感・満足感を得る機会減少など。

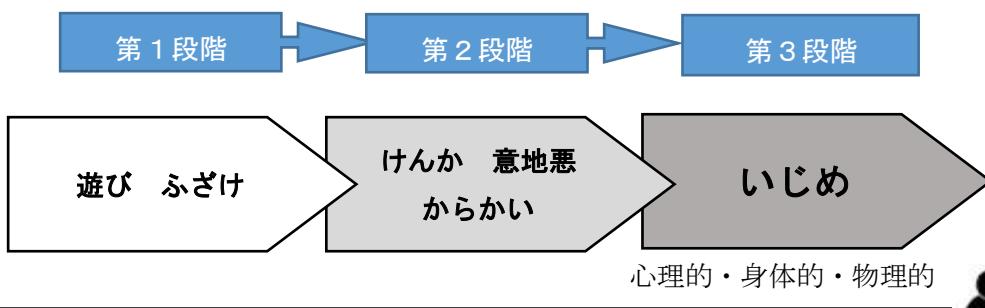
②家庭の問題

核家族化、少子家庭の増加 → 人間関係スキルの未熟さ
親の過保護・過干渉 → 欲求不満耐性の習得不十分
親の価値観の多様化 → 協調性・思いやりの欠如、規範意識の欠如など

③学校の問題

教師のいじめに対する認識不足
教師の多忙化による児童と教師、教師と教師との交流が不十分
知識の偏りなど価値観が限られていることによる偏見

いじめの進行



いじめの態様

手段によるいじめ

- ① 言葉での脅し
- ② ひやかし からかい
- ③ 持ち物隠し
- ④ 仲間はずれ
- ⑤ 集団による無視
- ⑥ 暴力を振るう
- ⑦ たかり
- ⑧ お節介 親切の押し付け
- ⑨ ネットを使った誹謗中傷
- ⑩ その他

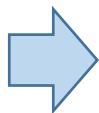
動機によるいじめ

- A 怒りや憎しみからのいじめ
- B うつぶん晴らしからのいじめ
- C 性格的な偏りからのいじめ
- D 関心を引くためのいじめ
- E 隠された楽しみのためのいじめ
- F 仲間に引き込むためのいじめ
- G 違和感からのいじめ
- H その他

ネットいじめとは

パソコンや携帯電話、スマートフォン、タブレット等を利用して、特定の児童・生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

メール
ブログ
Facebook
LINE
Twitter
Instagram
学校裏サイト
動画共有サイト



- ◆匿名性により、自分だとわからなければ何を書いても自由だと想い込み、安易に誹謗中傷が書き込まれる。
- ◆被害者は周囲のみんなが誹謗中傷していると思い込みやすく、心理的ダメージが大きい。
- ◆掲載された個人情報や画像・動画は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- ◆写真画像には位置情報が付いている場合があり、悪用されると自宅等が特定される危険性がある。
- ◆一度流出した個人情報は、回収することが困難で、不特定多数の人に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

情報モラルに関する指導の際に、児童に理解させるポイント

- ◆発信した情報は多くの人にすぐ広まる。
- ◆匿名で書き込みしても、個人を特定できる。
- ◆違法情報や有害情報が含まれている。
- ◆書き込みが原因で思わぬトラブルに巻き込まれることがある。
- ◆犯罪につながることもある。
- ◆一度流出した情報は、回収できない。

子どもの心理
匿名なら大丈夫だろう
あの子がしてるから
目立ちたい

学校での情報モラルの学習だけでは限界があり、家庭における指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行っていく必要がある。

《学級懇談会やPTA総会、学校だより・学年だより等で啓発》

【未然防止の観点から】

- ◇家庭におけるパソコンや携帯電話、タブレット等を第一義的に管理するのは保護者であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもを危険から守るルールをつくること。
- ◇携帯電話やタブレット等を持たせる必要性について検討すること。
- ◇インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や、知らない間に利用者の個人情報が流出するトラブルが多発しているという認識を持つこと。
- ◇「ネットいじめ」は、他の様々ないじめ以上に、子どもに深刻な影響を与えること。

【早期発見の観点から】

- ◇家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気付ければ躊躇なく問い合わせ、即座に、学校へ連絡・相談すること。

(2) 情報の集約と共有

- ・いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報については、各学年主任を通じて全教職員で共有する。
- ・緊急の場合は、職員会議・職員研修の場で情報を共有する。

(3) 学期毎に全児童を対象としたアンケート調査・聞き取り調査の実施

- ・アンケート調査とそれに伴う聞き取り調査<7月・12月・2月>

(4) 相談体制の整備

- ・毎月1回の教育相談日を設ける。
- ・スクールカウンセラー（毎週金曜日午前の配置）と連携し、情報を共有する。
- ・校内相談窓口を設置し、児童及び保護者に周知する。

IV いじめに対する取組

1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携に努める。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせる。
- (2) いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談・訴えがあった場合、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。

【把握すべき情報】

加害者と被害者……◆誰が誰をいじめているのか?
時間と場所…………◆いつ、どこで起こったのか?
内容…………◆どんな内容のいじめか?
背景と要因…………◆いじめのきっかけは何か?
期間…………◆いつ頃から、どれくらい続いているか?

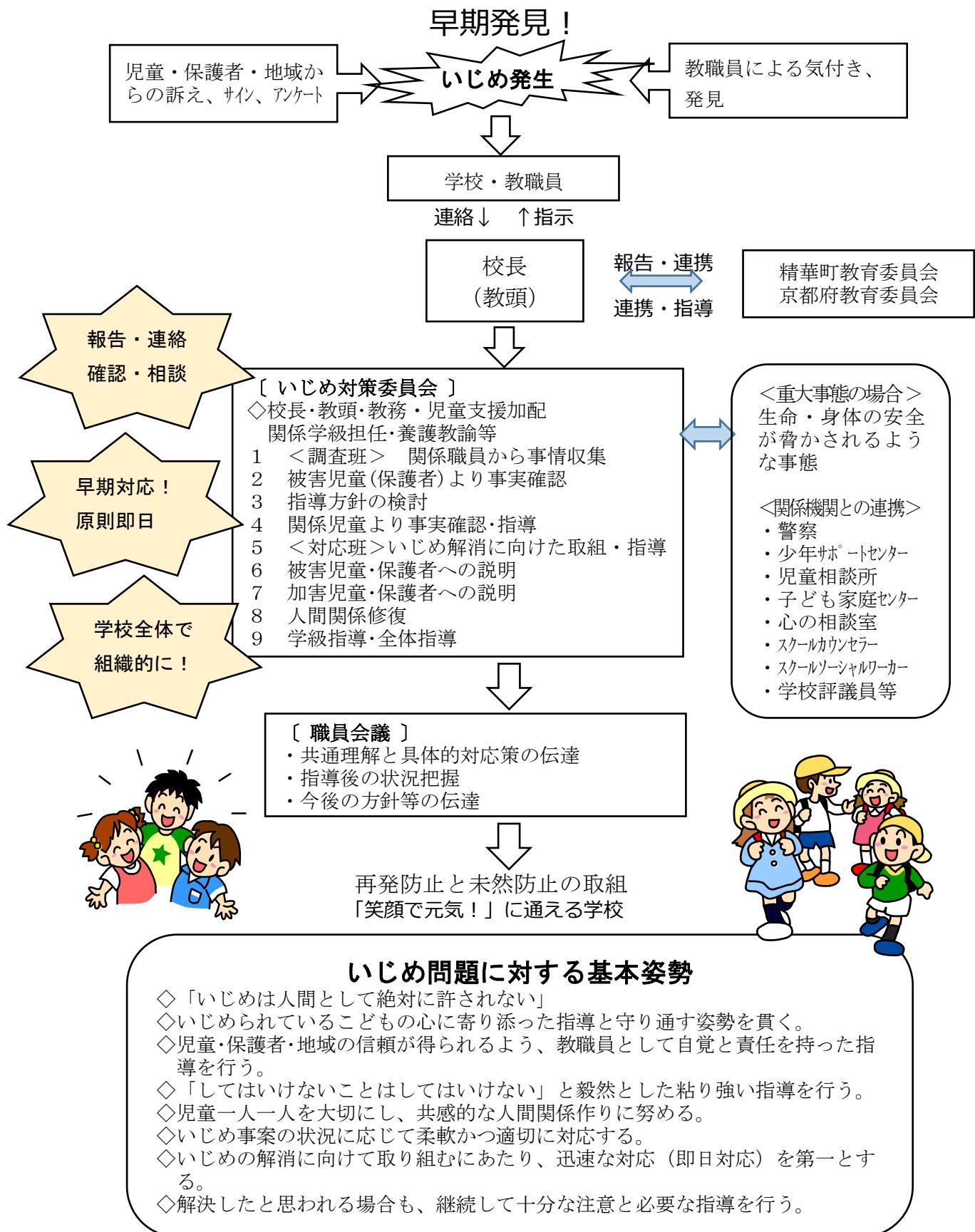
個人情報の取扱いに
十分注意する。

- (3) 「いじめ対策委員会」を中心に、関係児童から事情を聞く等、いじめの有無の確認を行う。
 - ・結果は、被害児童・加害児童及び、それぞれの保護者に連絡するとともに、精華町教育委員会、京都府教育委員会に報告する。
- (4) いじめられた児童、その保護者への支援を行う。
 - ・教師自身が「いたみ」に共感する姿勢を貫き、最後まで守ってくれるという安心感をもたせ、自信と展望をもたせるように援助する。
 - ・指導後も当該児童の学校、地域での様子を確認するなど、保護者との密接な連携を深める。
- (5) いじめた児童への適切な指導を行うとともに、保護者に、よりよい成長へ向けて学校の方針を伝え、協力を求める。
 - ・いじめの理由と行為を分けて指導し、自分の行為の問題点に気付かせ、相手の苦しみを理解させること。また、当該児童の保護者が事象に対して共通の認識をもち、協力して解決に取り組む。
- (6) 児童の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合、直ちに関係機関・専門機関等との連携を図る。
- (7) いじめが起きた集団、全校児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、集団の一員として他者を尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。
 - ・傍観していることが、いじめに加担したり、助長させたりする背景となることに気付かせ、正しい人間関係や思いやりを育てる。



3 組織的対応

「いじめられている児童を必ず守る！」 「事実関係の把握は迅速かつ正確に！」



4 具体的な対応

(1) いじめられている子には

何より本人の訴えを、本気になって傾聴する。

- ◇ 受容：つらさや悔しさ十分受け止める。 → 傾聴の姿勢
- ◇ 安心：具体的な支援内容を示す。 → 教師は絶対的な味方
- ◇ 自信：良い点を認め励まし、自信を与える。
- ◇ 回復：人間関係の確立を目指す → 交友関係の醸成
- ◇ 成長：自己理解を深め、改善点を克服する。 → 自立の支援<カウンセリング・マインド>



(2) いじめている子には

いじめが完全になくなるまで、注意深く継続して徹底的に指導する。

- ① 確認：いじめの事実関係、背景、（心の不安）を確認する。※頭ごなしはしない
- ② 傾聴：不満、不安感等の訴えを十分に聞く。 → 受容的態度
- ③ 内省：いじめられている子のつらさに気付かせる。→いじめは絶対にいけないことの指導
- ④ 処遇：課題解決のための援助を行う。 → いじめのエネルギーの善用を図る
- ⑤ 回復：役割体験等を通じて所属感を高める。<カウンセリング・マインド>

(3) いじめられている子の保護者には

教師と保護者のいじめに対する、基本的認識のズレが問題を複雑にする。

- ① いじめの事実を正確に伝える。
- ② 学校はいじめられている子を守るという姿勢を示す。
- ③ 信頼関係を構築する。 → 不用意な発言をしない。
「いじめ」は重大な人権侵害であるとの認識に欠ける発言
児童の理解不足、感性の乏しさを問われる発言
被害者保護者を無視した発言 被害者の痛みに共感を示さない発言 等
- ④ 家庭との連携を密に取る。（被害者の保護 加害者の指導）

(4) いじめている子の保護者には

いじめの事実を正確に伝え、具体的な対処方法や今後の生活について指導・助言する。

- ① 事実だけをきちんと伝える。
- ② 保護者の心情を理解する。（怒り 情けなさ 自責の念 今後への不安 等）
- ③ 具体的な助言を与え、子どもの立ち直りを目指して協力をしてもらう。

(5) 学級には

教師は「いじめを許さない」という毅然とした姿勢を学級に示す。

- ① 具体的事実に基づいて話し合う（当事者の了解・配慮）
- ② いじめられた子どもに共感させ、いじめた子どもにも学級集団に情緒的に取り込むようする。
- ③ 傍観等の意味を考えさせ、人権意識の芽を育てる。
- ④ 「いじめ・いじめられ」行為がなくなるだけでなく、傍観したり無関心であったりする意識を転換し、友情を基盤とする学級をつくる。
- ⑤ 意図的、継続的に学級に働きかけ、確実に指導していく。

【学級での話し合いの進め方】

- ア 事実と問題の明確化・・・いじめは許されない行為
- イ 冷静な解決の模索・・・生活の振り返り 自己内省による知的変革
- ウ 行動指針の発見・・・内省による具体的行動・人権意識の育成・信頼感の確立
- エ 連帯感の育成、人間関係づくり・・・自己存在感・自己有用感・自尊感情

(6) 組織的に

いじめを発見したら、<いじめ対策委員会>への報告・連絡・相談はもちろん各関係機関との連携を図る。

- ① <いじめ対策委員会>を中心に精華町教育委員会の指導のもと、緊密な連携を図る。
- ② 学校、家庭、関係機関（相談機関等）との連携を日頃から図っておき、いじめ問題への対応及び緊急体制について全教職員で確認をしておく。

V 重大事態への対応

1 基本的な考え方

重大事態が発生した場合は、直ちに精華町教育委員会へ報告し、調査を実施する等、対応を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」(H29.3 文科省)及び京都府におけるいじめ防止等のための基本的な方針、精華町におけるいじめ防止の基本方針にもとづき、「いじめ対策委員会」を中心に、被害児童・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。

2 保護者への説明

学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。

3 精華町教委への報告

調査結果を精華町教育委員会へ提出する。

4 防止取組推進

調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な取り組みを進める。

5 保護者への説明

事案によっては、学年及び学校の全保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会を開催する。

6 マスコミ対応

事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

※対応窓口は、①教頭・②主幹教諭(児童支援加配)③教務主任を原則とする。

VI 関係機関との連携

1 地域・家庭との連携の推進

(1) 家庭・地域社会との連携推進

精華町立川西小学校 P T Aとの連携のもと、いじめに対する理解を深める取組を推進する。

- ・「川西小だより」、及び府教委等からの家庭啓発資料と啓発パンフレットを通して保護者への啓発を図る。
- ・町教委等主催の青少年地域体験学習など学校外活動への参加を勧める。
- ・P T A及び地域とともに研修会等を開催し、連携を深める。

(2) いじめの防止等に関する学校の基本方針や取組をホームページなどで積極的に発信する。

2 関係機関との連携の推進

- ◇警察(少年サポートセンター)
- ◇宇治児童相談所京田辺支所
- ◇大和の家(山城子ども家庭センター)
- ◇町子育て支援課、民生児童委員

等の関係機関と適切な連携を図る。

